

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 30 年度第 3 四半期）**  
**外貨建・仕組預金関係**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	30年度(あ)第53号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた仕組預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行で購入した仕組預金の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・ 私は、B銀行担当者に資産運用の相談をしたところ、B銀行担当者から、本件商品を勧められ、言われるがまま購入するに至った。</li> <li>・ 私は、本件商品購入以前に、本件商品とは異なるタイプの仕組預金を購入した経験はあるが、本件商品の際と同様に、B銀行担当者に勧められるがまま購入したもので、投資に係る知識は乏しかった。</li> <li>・ 私は、B銀行担当者に対し、本件商品の購入原資はマンションを購入するための資金であると伝えていた。</li> <li>・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の内容、元本割れリスク等について十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、Aさんの定期預金が満期を迎えることから、満期後の資産運用として、本件商品を勧誘したところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。</li> <li>・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。なお、本件仕組預金の購入原資がマンションの購入資金であることを聴取していたが、具体的に購入する物件や購入時期が決まっていなかったことから、当面使用する予定のない余裕資金であると判断した。</li> <li>・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容、元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立て受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年 11 月 13 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対し、本件商品の元本割れリスクについて、Aさんが実感できるだけの説明がなされていたかどうかについて疑問が残ること、また、購入原資の性格からすれば適合性の判断に問題がなかったとは言えない</li> </ul>

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

こと等を指摘し、償還日に損失が生じれば解決金を支払い、損失が生じなければ打ち切るというあっせん原案を提示した。

- ・ その後、本件商品の償還時に損失が発生しないことが確定したことから、平成30年12月26日付けで、あっせん手続を打ち切った。

以 上